

情報をお寄せください!

魅力的な風景や建物はありますか?

地域で大切にされている樹木はありますか?

地域でまちなみを美しくしようとがんばっている人はいませんか?



みなさんの情報を景観まちづくりに活かしていきたいと思っています。
写真などがあれば一緒に送ってください。

あて先：〒564-8550 (住所不要)
吹田市 都市整備室 景観担当
メール：tosiseib@city.suita.osaka.jp



景観まちづくりに関するお知らせ

- | | |
|-----------------------|-------------------------|
| 8/20 (金) まで | 景観まちづくり活動補助金募集受付 |
| 8/23 (月) から 27 (金) まで | 補助金募集結果の公表 (ホームページにて) |
| 9/ 3 (金) | 平成 22 年度第 2 回景観まちづくり審議会 |

(仮称)景観学校の開催

今秋から、市民のみなさんを対象に、景観の知識を深めてもらう連続講座を開催したいと考えています。

ただいま企画を検討中ですので、次号で詳細をお知らせする予定です。(次号は11月ごろ発行予定) また、ホームページでも随時お知らせします。

こんなことしてほしい! こんなこと知りたい! など要望があれば、『都市整備室 景観担当』までお寄せくださいね!

まちのことなら何でも知ってる!?



かん 観タロー先生の
まちなみ日記♪

まちを散歩していると、ご近所さんで集まって道路の植え込みの雑草を取ったり清掃しているのを見かけたよ。これもまちなみをきれいにする景観まちづくりの取り組みだね。こんな取り組みがずっと続いて、もっと広がればいいのになあ。

～編集後記～

今回、初めて通信を発行させていただくことになりました。原稿は市の職員が手作りしています。今後、みなさんの取り組みや大事にされているまちなみなどについて情報をお寄せいただきながら、景観まちづくりを身近に感じてもらえるよう、紙面を工夫していきたいと思っています。

いいでしょこのまち通信



発行：吹田市 都市整備部 都市整備室 (景観担当)

第 1 号

平成 22 年 (2010 年) 7 月 1 日

住所 〒564-8550 吹田市泉町 1 丁目 3 番 40 号
電話 06-6384-1968
FAX 06-6368-9901
メールアドレス tosiseib@city.suita.osaka.jp
ホームページ http://www.city.suita.osaka.jp/

通信の発行にあたって

まちなみは日々変化しています。

吹田では、建物を建てたり、外壁を塗り替えたり、広告物を表示するときなど、一定規模以上のものは市に届け出てもらい、景観上、周囲のまちなみに配慮した計画となるよう助言指導していますが、ご存知でしたか?

まちなみは良い方向に変化してほしいですね。そのためには、市民のみなさんや事業者のみなさんの協力が必要です。

今回の通信の発行にあたって、まずは行政の取り組みなどをご紹介させていただきながら、みなさんに幅広く知っていただきたいと思っています。

そこから、市民や事業者のみなさんが、まちなみを良くするためにできることを発見し、景観まちづくりに参加していただけたらと思います。



景観アドバイザー会議、開催中。

市が景観の助言指導をするときに、専門家からアドバイスを受けています。会議の様子と専門家 (景観アドバイザー) をこれから 3 回にわたってご紹介していきます。

ある日の会議風景



実際のタイルや色見本などを参考に、話し合います。

まちの美しさはそこに暮らす人々の思いの積み重ねです。私たちが専門家としてサポートします。

ふじもと ひでこ 藤本 英子さん



京都市立芸術大学 環境デザイン研究室 准教授 吹田生まれ吹田育ち

次田のまちなみ、良くしませんか？

通りから見るところを美しく

おうちの周りをキレイにする。
これはまちなみを良くする取組です。



これをご近所さんで取組むと、
もっとまちなみが良くなります。



ご近所さんで景観に関わる簡単なルールを決めれば、
地域の景観をもっと良くすることができます。

そんなときは、景観協定・景観形成地区が有効です！

景観協定とは？

みなさんでルールを
決めることができます！



例えば…
ご近所で、『同じお花を玄関先に飾る』、
『フェンスの色彩をそろえる』、
こんな『ルール』をつくって、まもっていきます。

景観形成地区とは？

みなさんで決めたルールが
地区の基準になります！



例えば…
ご近所で、『外壁の色彩をそろえる』、
『お庭に同じような木を植える』、
こんな『ルール』を基準にすることができます。



自治会など皆さんで集まって
一度ご相談ください

※ルールの決め方などは「景観デザインマニュアル」も
参考にしてください。都市整備室で配布しています。
(次号で詳しく紹介予定！)

景子ちゃんが行く！

景観形成地区では、下の写真のような建築が進められています。



『屋根の形をそろえ
る』などの『ルール』
があるんだって



長野東地区（平成 19 年度指定）



青山台 4 丁目地区（平成 21 年度指定）



まちをきれいにしたいけど、お金がかかるのでは？
実際どうやって進めたらいいかわからない。

そんな悩みをお持ちの方に支援をしています！

景観まちづくり活動補助金

景観からのまちづくりとして景観協定や景観形成地区など「まちのルール」をつくるために、地域のみなさんが一緒になって取り組む「景観まちづくり事業」に対して、予算の範囲内で、必要な経費の一部を補助します。

自分たちの活動は景観まちづくりにあたるのか？など、気軽にご相談ください。

●● 活動団体スタート支援コース ●●

これから景観に関する活動を始めてみたいという団体が対象です。

申込締切

8月20日(金)

申込要件など詳しくは
お問い合わせください

●● まちのルールづくり支援コース ●●

景観形成地区や景観協定など「まちのルール」をつくるために、新たにに取り組む事業、団体同士が連携を図るための事業、複数の団体が連携して行う事業が対象です。

景観アドバイザー派遣

地域のみなさんが主体となって、継続的に行う景観まちづくり活動で、専門家の意見が聞きたい、進め方がわからないなど、お悩みの場合、景観アドバイザーを派遣します。ただし、以下のいずれかを目的としたご相談内容のみとします。

- 景観協定の締結や運用について
- 景観形成地区指定へ向けて
- 景観まちづくり活動団体の認定や運用について
- その他地域の景観まちづくり活動のうち、技術的支援の必要があると特に認めたもの

随時受け付けています！

申込要件など詳しくは
お問い合わせください



既に 10 人程度で集まって活動されている場合、「景観まちづくり活動団体」に認定されれば、上記の制度をスムーズに活用できます。一度ご相談ください。

他にも…

「出前講座」などを活用していただくことも可能です。
詳しくは、ご相談ください。

お問い合わせ・ご相談は

都市整備室 景観担当まで
市役所低層棟2階
06-6384-1968（直通）